

第350回 県議会通常会議(平成30年5月25日～6月13日)

文教警察常任委員会報告

1) 栃木県立とちぎ海浜自然の家条例及び栃木県立なす高原自然の家設置及び管理条例の一部改正について

現在、海浜自然の家の可動率は65%。なす高原自然の家の可動率は35%。施設の利用率の向上を図るため、県外住居者への利用の拡大、さらに利用料全体の見直しを行い、平成31年4月1日より施行が決定した。

ただし、学校教育、保育の一環として利用する場合は無料とするが育成会など社会教育での利用は改訂金額となる。

栃木県立とちぎ海浜自然の家

(マーカー部分は新設、下線部は改定)

区 分		単 位	中学校生徒 以下の者	高校生等	教育指導者等・その他の者 →その他の者	
宿泊を 伴う利 用	県 内	宿泊室、ロッジ	500円	760→ <u>1,000円</u>	2,190・4,400→ <u>2,500円</u>	
		固定式テント		260～1,640円 → <u>(施設の廃止)</u>		
		テント(持込み)	1人	200円	210→ <u>300円</u>	530・1,090→ <u>400円</u>
	県 外	宿泊室、ロッジ	1泊	1,000円	2,000円	5,000円
		テント(持込み)		400円	600円	800円
宿泊を 伴わな い利用	県内に居住する者		1人	200円	210→ <u>300円</u>	370→ <u>400円</u>
	県外に居住する者		1日	300円	400円	500円
	海の展示館のみの利用				100・210円 → <u>(施設の廃止)</u>	
自転車、テニス、多目的コート		1人		210～370円 → <u>無料</u>		
プールの 利用	県内に居住する者		2時	200円	210→ <u>300円</u>	310→ <u>400円</u>
	県外に居住する者		間	300円	400円	500円

栃木県立なす高原自然の家

(マーカー部分は新設、下線部は改定)

利 用 者 区 分		中学校生徒 以下の者	高校生等	教育指導者等・その他の者 →その他の者
県内に居住する者	基準額(1人	500円	760→ <u>1,000円</u>	2,190・4,400→ <u>2,500円</u>
県外に居住する者	1泊につき)	760→ <u>1,000円</u>	1,520→ <u>2,000円</u>	4,380・6,600→ <u>5,000円</u>

2) 学校における働き方改革推進のためのプラン策定について

教員が本来的な業務に専念し、子どもと向き合う時間を確保できるよう学校における働き方改革を推進するためのプランを策定する。

- ①教職員の勤務の実態を課題
- ②業務の明確化・適正化、運営体制のあり方、勤務時間の適正化、管理教職員の意識改革
- ③勤務時間に関する数値目標
- ④具体的な取り組み例

以上4つの主な内容について、勤務実態調査を実施し「栃木県公立学校勤務改善推進委員会」、県議会の意見等をふまえ平成31年1月上旬にプランの決定をめざす。